

「義時ゆかりの國 伊豆の国」PRロゴマークの使用に関する取扱要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、「義時ゆかりの國 伊豆の国」PRロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長に様式第1号による「義時ゆかりの國 伊豆の国」PRロゴマーク使用承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 市又は市教育委員会が共催又は後援する事業において使用するとき。
- (5) 承認を受けた商品等について、当該商品等に関連した広告又は宣伝に使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

(承認の基準)

第3条 ロゴマークの使用は、市が北条義時公ゆかりの地であることを広く発信することを目的とし、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り承認するものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれのある場合
- (2) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれのある場合
- (3) 北条義時公の品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (4) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、承認することが不相当と認められる場合

(承認)

第4条 市長は、第2条の規定による申請があったときは、これを審査し、承認の可否を決定し、その旨を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際して、必要により条件を付することができる。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第2号による「義時ゆかりの國 伊豆の国」PRロゴマーク使用変更申請書を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 前項の承認又は不承認については、第4条の規定を準用する。

(承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条の規定による承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による承認の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 第4条第2項において付した承認の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、その旨を使用者に通知するものとする。

3 市長は、承認の取り消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

「義時ゆかりの國 伊豆の国」PRロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者 住所 {
氏名 {

電話 ()

メールアドレス

※ロゴマークのデータを送付するアドレスをご記入ください。

「義時ゆかりの國 伊豆の国」PRロゴマークの使用に関する取扱要綱第2条の規定により、下記のとおり、「義時ゆかりの國 伊豆の国」PRロゴマークを使用したいので関係書類を添えて申請します。

記

使用目的及び方法

添付書類

企画書等

（レイアウト、パッケージ（イメージ）、原稿等 どのように使用するのかわかるもの）

様式第2号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

「義時ゆかりの國 伊豆の国」PRロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所 []
申請者 氏名 []
電話 ()

年 月 日付け 第 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請
します。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 変更理由